

5. “つながり”と“安心”の持てるまち

— 町民活動・町政運営 —

変化し続ける社会情勢に対応し町政運営を持続していくため、地域活動の支援や人権啓発、または行政情報発信等により、町民と行政との連携を高め、協働のまちづくりを進めます。

1 まちづくり参画と行政との連携

◆ 「おおづまち議会だより」の発行（年4回）【議会事務局】 334万円

毎定例会の審議や一般質問の内容、傍聴者からの声などを掲載し、町議会の情報を分かりやすくお届けします。

◆ 議会会議録の作成・ホームページ公開【議会事務局】 281万円

作成した議会会議録のほか、議会の日程・結果、各種団体との意見交換会の内容などを公開しています。

◆ 議会の映像配信【議会事務局】 112万円

インターネットでの議会の映像配信により、町民にとってより身近な議会を目指します。

◆ 「広報おおづ」の発行（月1回発行）【総合政策課】 1043万円

毎月1日に、町の行政情報を掲載した「広報おおづ」を発行し町内世帯に配布します。



◆ 多様な媒体・手法による情報発信【総合政策課】 332万円

ホームページやメール機能、またLINEなどのSNSを活用し、生活に役立つ行政情報や観光情報、安心して暮らすための防災・防犯情報などを迅速、正確にお知らせします。

■大津町ホームページ

インターネット上で「大津町公式ホームページ」と検索するか、右のQRコードを読み込んで接続してください。アプリも配信しています。



■大津町公式LINE

登録方法：LINEの「ホーム」から友達追加マークを押し、「QRコード」を選んで右のQRコードを読み込んでください。「大津町」のアカウントが表示されたら、「追加」を押します。



■からいもくん便り（大津町総合情報メール）

登録方法：ozutown@gw.ansin-anzen.jp に空メールを送信してください（スマートフォンの場合は件名に任意の1文字「あ」などを入力して送信）。



◆ コミュニティ活動災害補償保険【総務課】 286万円

町民が安心してコミュニティ活動を行うことを目的に、5名以上の共通の目的を持った町民により自主的に組織された団体又は個人を対象とした保険です。

対象活動の範囲は、町民団体等が行う継続的、計画的または公益性のある直接的活動（ただし、政治、宗教、営利を目的とするものを除く。）などです。

地域で実施する清掃活動や自主防災組織の見守り活動、地域で実施するグラウンドゴルフなども対象です。

【活動例】

- ①社会福祉・社会奉仕活動 ②地域社会活動
- ③青少年育成活動 ④社会教育活動（スポーツ団体の練習中の活動を含む）
- ⑤町主催事業への参加、手伝い ⑥その他これらに類する事業又は活動

【補償内容】

町内に拠点を置く町民団体または町民個人が実施するコミュニティ活動中に偶然の事故により次の事由に該当した場合、保険会社から保険金が支払われます。

- ①当該活動に参加している個人（指導者を含む）が死亡、または障がいを受けた場合
- ②参加者または参加者以外の第三者の身体あるいは財物に損害を与え、団体の主催者、責任者、指導者などが法律上の賠償責任を負うことになった場合



◆ 地域づくり活動支援事業【総合政策課】 400万円

地域住民が自分達で取り組む地域の特性を活かした地域づくり活動に対して、地域づくり活動支援事業補助金を交付する事業です。令和2年度及び令和3年度に実施した新型コロナウイルス等の感染症拡大抑制に資する物品の購入等については、令和4年度以降、活動ごとの申請・補助率で対応します。

活動の区分	補助率	補助限度額
①生活環境の整備、美観の維持に関する活動	3分の2以内	30万円
②安全・安心な地域づくりに関する活動	2分の1以内	
③健康、福祉の充実に関する活動		
④文化活動、スポーツ振興に関する活動		
⑤地域の祭り、伝統文化の保存・継承に関する活動		
⑥地域活性化のための研修・意識啓発に関する活動		
⑦その他この事業の趣旨に適合すると認められる活動		

◆ 元気大津づくり活動事業「水水」【総合政策課】 80万円

町民が個人や団体で実施するボランティア活動や健康増進活動に対し、ポイント「水水（みずみず）」を付与し支援する事業です。付与されたポイントは、個人の場合はゴミ袋の交換や町総合体育館トレーニングジムの利用券に交換することが可能で、団体の場合はポイントに応じた助成金が交付されます。

◆ まちづくり担い手育成事業【総合政策課】 150万円

まちづくりの担い手となる人材を育成する経費に対し、補助金を交付することにより、「夢と希望がかなう元気大津」の実現を目指す地域住民が自分達で取り組む地域の特性を活かした地域づくり活動に対して、地域づくり活動支援事業補助金を交付する事業です。

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助限度額	補助対象者
(1) まちづくり人材育成先進地研修事業	交通費、宿泊費、車両借上げ料、燃料費、教材購入費、その他事業実施に必要な経費	- 補助率 対象経費の10/10 - 補助限度額 1人5万円かつ1団体30万円を限度額とする	(1)地域活動団体又はその集合体（子ども会、老人会等を含む）
(2) まちづくり人材育成研修講師招へい事業	講師謝礼金、交通費、講師の宿泊費、教材購入費、その他事業実施に必要な経費	- 補助率 対象経費の10/10 - 補助限度額 講師謝礼金は10万円を限度額、その他は実費とし、補助限度額は20万円とする	(2)まちづくり団体又はその集合体 (3)町の要請によって組織された団体
(3) まちづくり団体活動費補助事業	事業の実施に必要な経費ただし、人件費や施設の運営費等は対象外とする	- 補助率 対象経費の5/10 - 補助限度額 30万円（事業費は60万円）	(2)まちづくり団体又はその集合体 (3)町の要請によって組織された団体

◆ 振興総合計画等策定支援事業【総合政策課】 1,300万円 新規

令和7年度で終了する振興総合計画を見直し、第7次大津町振興総合計画を策定する事業です。大津町振興総合計画は、大津町をどのような「まち」にしていくのか、そのためにどんな事をしていくのかを総合的・体系的にまとめた町の最上位計画で、福祉、都市計画、環境といったすべての計画の羅針盤となる役割を持った計画です。改定は令和6・7年度の2ヵ年間で実施します。

◆ 地域おこし協力隊事業【総合政策課】 439万円 新規

地方に興味がある都市部の住民を受け入れて委嘱し、地域の活性化を図る事業です。主に、地域の魅力発信など、情報発信分野において活動するための、報酬、活動費です。

2 健全な行財政の運営

◆ 役場の電算システムなどの運用経費【総合政策課・住民課】 1億6225万円

役場の基幹業務や、住民票交付などの住民サービスを提供するための自治体情報システム、住民基本台帳ネットワークシステム・戸籍総合システムの運用経費です。

◆ コンビニ交付事業【住民課】 497万円

マイナンバーカードを活用し、コンビニエンスストア等で証明書（住民票、印鑑証明書、住民票記載事項証明書、課税台帳記載事項証明書、所得証明書）が取得できるコンビニ交付を実施しています。

◆ デジタル化を進めるための経費【総務課・総合政策課】 542万円

役場に来庁しなくてもパソコンやスマホから一部の行政手続きができるよう、オンライン申請ツールや職員のテレワークシステム、ビジネスチャットなどのツールを導入しています。デジタル化を進めることで、業務効率化や住民サービスの向上につなげ、町のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進しています。

3 人権を尊重する地域社会の形成

◆ 人権対策・人権教育啓発事業【人権推進課】 3,174万円

人権尊重の社会を確立するため、関係機関と連携を図りながら、人権学習会や人権のまちづくり懇談会等の事業を実施し、人権啓発活動を行います。

◆ 人権啓発福祉センター等の運営事業【人権推進課】 3,754万円

（隣保館）人権問題の解決のため、町内の人権啓発や住民交流の拠点として、隣保館講座や生活上の相談事業等を実施します。また、地域福祉の場として開かれたコミュニティセンターを目指します。

（児童館）子どもたちに健全な遊びを提供し、人権教育の視点から、その心身の健康を増進し情緒を豊かにすることを目指し、各種イベントを実施します。



◆ 人権啓発福祉センター(児童館)建物改修事業【人権推進課】 8,970万円

新規

老朽化した建物の外壁補修や館内の電気設備等の改修工事を行います。
工事期間中は、利用者の皆様にはご迷惑をおかけしますがよろしくお願いします



◆ 男女共同参画推進事業【人権推進課】 168万円

性別などにかかわらず、すべての人が互いにその人権を尊重し、あらゆる分野で個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を目指し、女性の働き方支援セミナー等の事業を実施します。町民および事業者等の理解を深め、協力連携をすることで、地域に根ざした啓発推進を行います。

